不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」等に関するガイドライン

令 和 ８ 年 １ １ 月
萩 市 教 育 委 員 会

１　策定の趣旨

近年、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化し、特に令和２年度以降、全国的に不登校児童生徒数が急増し、多様な学びの在り方が求められるようになっています。不登校の児童生徒についても、その背景や状況は一人ひとり異なり、学校においては、個々の実情に応じた支援と柔軟な対応が必要とされています。萩市においても全国の傾向と同様の状況にあります。

このような状況を受け、平成２９年２月には、不登校児童生徒に学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が施行されました。

また、令和８年４月には、「不登校児童生徒の出席扱い・成績評価に関する制度」について、学校と保護者との連携の下、更なる活用を促進するため、「学校・教育委員会等向け」と「保護者向け」のリーフレットが作成されました。

これらを受け、萩市教育委員会は、不登校児童生徒の学習機会の確保と適切な出席の取扱いについて、関係者が共通理解をもって対応できるよう、その基本的な考え方等を示すガイドラインを策定することとしました。

本ガイドラインを活用することで、不登校児童生徒への支援の充実が図られることを願っています。

２　活用にあたっての基本的な考え方

このガイドラインは、児童生徒が取り組んだ、学校外の公的機関やフリースクール等の民間施設での活動や自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習を、指導要録上の出席扱いとして校長が総合的に判断するための目安を示すものです。このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、各施設等における支援が、児童生徒の社会的な自立につながっているかを、総合的に判断することが求められます。

３　出席の取り扱いについて

（１）学校外の施設（公的機関）で相談・指導を受けている場合は出席扱いとする。

・　校外教育支援センター「萩輝きスクール」並びに市内６地域（須佐・田万川・むつみ・川上・旭・福栄）に設置している「萩輝きスクール分室」への通所

①　保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること

【留意点】

・　学校は、児童生徒及び保護者との定期的かつ継続的な家庭訪問や面談（概ね１ヶ月に１回以上）及び電話連絡等による状況把握を行う。

・　学校は、校外教育支援センター「萩輝きスクール」から定期的に送付される、児童生徒の通所記録のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。

②　当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること

（２）学校外の施設等（フリースクール等の民間施設）で相談・指導を受けている場合

〈一定の要件を満たせば「出席扱い」を行うことができる〉

①　保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること

【留意点】

・　学校は、児童生徒及び保護者との定期的かつ継続的な家庭訪問や面談（概ね１ヶ月に１回以上）及び電話連絡等による状況把握を行う。
・　学校又は教育委員会が、民間施設等における相談・指導が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するため、施設訪問を行う。
・　学校は、民間施設から定期的に送付される通所児童生徒の状況報告（様式任意）のほか、必要に応じて、施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。

②　教育委員会が設置する校外教育支援センターである「萩輝きスクール（又は分室）」での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設として認定すること。

※　ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、下記の「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が設置者である萩市教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。

なお、認可を受けた民間施設の運営が適正を欠くことにより、児童生徒の教育活動に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該施設に対し、適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

③　当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること

「民間施設についてのガイドライン」

Ⅰ　実施主体について

法人，個人は問わないが，実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し，かつ社会的信望を有していること。

Ⅱ　事業運営の在り方と透明性の確保について

① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

② 著しく営利本位でなく，入会金，授業料（月額・年額等），入寮費（月額・年額等）等が明確にされ，保護者等に情報提供がなされていること。

Ⅲ　相談・指導の在り方について

① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

② 情緒的混乱，情緒障害及び非行等の態様の不登校など，相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また，受入れに当たっては面接を行うなどして，当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

③ 指導内容・方法，相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており，かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また，我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき，保護者等に情報提供がなされていること。

⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと

Ⅳ　相談・指導スタッフについて

① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに，不登校への支援について知識・経験をもち，その指導に熱意を有していること。

② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては，心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

③ 宿泊による指導を行う施設にあっては，生活指導にあたる者を含め，当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

Ⅴ　施設，設備について

① 各施設にあっては，学習，心理療法，面接等種々の活動を行うために必要な施設，設備を有していること。

② 特に，宿泊による指導を行う施設にあっては，宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設，設備を有していること。

Ⅵ　学校，教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上，学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど，学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

Ⅶ　家庭との関係について

① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど，家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

② 特に，宿泊による指導を行う施設にあっては，たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても，保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

※　上記ガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではない。

（３）自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行っている場合

〈一定の要件を満たせば「出席扱い」を行うことができる〉

①　保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること

【留意点】

・　学校は、児童生徒及び保護者との定期的かつ継続的な家庭訪問や面談（概ね１ヶ月に１回以上）及び電話連絡等による状況把握を行う。

②　訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。

【留意点】

・　学校は定期的かつ継続的（概ね１ヶ月に１回以上）に対面指導を実施し、児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが行われることを前提とすること。

③　学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

【留意点】

・　学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン」を参考として、問い合わせるなどの情報収集を行い、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。

・　学校が不登校児童生徒に対して行う授業配信等による学習支援を受けた場合も含まれる。

④　校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。

【留意点】

・　対面指導を行っている者から定期的に報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。

・　ＩＣＴを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。

⑤　ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは，基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記②のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とする。

４　成績評価について

（１）成績評価の主な要件について

①　不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。

②　学校と、保護者、校外教育支援センター「萩輝きスクール」等の公的機関や民間団体等（以下、「保護者等」という。）の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。

③　学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。

【留意点】

・　校外教育支援センター「萩輝きスクール」等の公的機関や民間団体等、ＩＣＴ等を活用した学習の計画や内容が、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、学校が当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知票その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりする。

（２）具体的な取組例

①　１人１台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。

②　学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。

③　フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。

④　民間のｅラーニング教材を活用して教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

（３）評価材料の例

- 学習において用いたワークシートやノート
- 学習結果を反映したペーパーテストや、実技テストの動画
- 学習において作成した成果物
- 学習アプリ等を用いて学習した内容がわかるもの

保護者から校長へ提出する「指導要録上の出席扱い」に関する申請書

令和　年　月　日

萩市立　　学校長　様

「指導要録上の出席扱い」に関する申請書

萩市教育委員会「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』等に関するガイドライン」に基づき、「指導要録上の出席扱い」にすることを希望し、申請します。

申請者（保護者名）：　　連絡先電話番号：

児童生徒名：第　　学年　　組　　番　　氏名

利用施設等概要

施設名 （事業者名）	
代表者	
所在地	〒
連絡先	電　話：
	ＦＡＸ：
	メール：